# CSRに配慮した調達

日立金属グループは、世界各国・地域のサプライヤーから資材調達を行っています。社会的責任とその影響を自覚し、公平で公正な調達活動を実践するために「調達方針」を定め、数多くのサプライヤーの協力を得ながら CSRに配慮した調達を行っています。

# 「日立金属グループ サプライチェーンCSR調達ガイドライン」の発行

日立金属グループは企業が社会の一員であることを深く認識し、社会的責任を調達取引先とともに果たしていくために、2013年度に「日立金属 サプライチェーンCSR推進ガイドブック」を制定し、運用してきました。さらに取引上での人権や環境に対する負の影響への関心が高まっていることから、EICC(電子業界CSRアライアンス)行動規範Ver.5.1に準拠しつつ、強制労働や人身取引の撲滅、環境対応、公正取引を重視した改訂版「日

立金属グループ サプライチェーンCSR調達ガイドライン」を2017年5月に発行しました。引き続き調達取引先と協働してサプライチェーンでCSRに配慮した調達活動を推進していきます。

日立金属グループ サプライチェーン CSR調達ガイドライン 2017年5月 第2版 日立金属株式会社 調達・VEC本部 CSR推進室



日立金属グループでは、欧州と北米、アジアでグローバル調達ネットワークを確立し、調達基盤の拡充を図っています。調達活動の全体最適化とモノづくり強化への支援、CSRリスク対応の強化に取り組み、またグループ横断で集中・集約購買を拡大しています。

また、世界各地で最適な調達先から開かれた調達活動を行うため、現地調達活動を推進しています。GPO (Global Procurement Office)を欧州、米国、アジア、中国の4拠点に設置し、優良なサプライヤーを発掘するとともに、域内の調達ガバナンスを効かせながらさまざまなサポートを行っています。

加えて日立金属グループは、紛争鉱物問題に対しても、責任 ある調達活動を実践するために、調達取引先の協力を得なが らサプライチェーンの透明性向上を図っています。今後も人権 侵害を行う集団を利することのない調達活動に取り組んでいきます。



本社調達・VEC本部とGPO間で定期的に情報交換を実施

### コンプライアンス

サプライヤーとの取引を行う上で、法令・社会規範の遵守徹底は何よりも不可欠であると考え、定期的に事業所の調達部門担当者が集まり、法令等に関する講習などを実施しています。ほかにも下請代金支払遅延等防止法の遵守を自主的にチェックする社内ルールを設けて運用し、法令遵守に関する自主的な定期監査にも取り組んでいます。

#### グリーン調達

グリーン調達においては、環境保全活動に積極的に取り組んでいる調達取引先を優先的に選定し、OA機器など対象を拡大して推進しています。間接材の購入については、グリーン購入法適合品などの環境配慮製品を選定できる日立グループ共通のネット調達を全事業所で導入し、日立金属グループ全体でグリーン調達拡大に取り組んでいます。

#### 調達BCPの取り組み

地震や風水害などの自然災害や、新型インフルエンザ・火災・停電などによる事業停止リスクに備えるため、調達BCPに取り組んでいます。緊急時の連絡体制の構築、調達ソースの多元化と複数分散化を進めつつ、主要調達先にBCP施策を要請するなど、調達保全リスクの極小化を推進しています。

# 人権尊重と国際規範の遵守

日立金属グループは、企業行動指針において「社会の人々との相互信頼を確保し、誠実で差別のない企業活動を行います」と宣言し、事業活動に関わる全てのステークホルダーの人権を尊重することを基本姿勢としています。 「日立金属グループ人権方針」の実践とともに、役員や従業員への啓蒙活動やホットラインの設置などを継続的に取り組み、人権侵害が発生しない企業風土づくりを推進しています。

# 「日立金属グループ人権方針」の策定

「日立金属グループ企業行動指針」および「日立金属グループ行動規範」を補完するものとして、2013年12月に「日立金属グループ人権方針」を策定しました。この方針では、国際人権章典ならびに国際労働機関(ILO)の「労働における基本原則および権利に関するILO宣言」に記された人権を最低限のものと

理解し、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づく人権デュー・デリジェンスをはじめ、適切な教育、当社が事業活動を行う地域や国の法令遵守など、国際的な人権の原則を尊重するための方策を追求していくことを明確に定めています。

## 人権デュー・デリジェンスの取り組み

人権デュー・デリジェンスは、人権に対する影響を特定して評価対応し、マイナスの影響に対して予防や救済措置を講じて、その効果を継続的に検証していくものです。日立金属グループでは、事業活動において自社やバリューチェーンにおける人権への影響を、「深刻さ」と「発生可能性」の観点から人権リスクを評価し、優先づけして対策を講じていきたいと考えています。

当社は、株式会社日立製作所を中心とする人権デュー・デリジェンスに参加しており、2015年度は調達部門において、サプライチェーンにおける人権への影響を、2016年度には人材部門において、従業員における人権への影響をそれぞれ評価し、優先度づけと対策の検討などを行いました。

## 人権尊重啓蒙活動とハラスメント防止の取り組み

計画的に人権意識を高めるために、e-ラーニングによる人権 教育や階級別教育などを定期的に実施しています(2016年度 連結ベース人権関連研修受講者数5,108名)。また、「日立金属 グループ人権方針」が全ての活動に組み込まれるよう、各種ハ ラスメント相談窓口を設置しています。

事業活動がグローバルで急速に進展する中、宗教や国籍の 違い、障がいの有無、性別などにより人権の侵害が起こらない ように人権意識の向上と対策を推進していきます。